

平成28年度 智頭町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月10日（金）午後2時
2. 開催場所 智頭町中央公民館 3階 中会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	欠
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	欠

計 14名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 10番 岡野吉勝委員 16番 中澤一博職務代理

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 非農地等現況証明願の決定について
- (3) 農地の嵩上げ等事業の承認について
- (4) 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について
- (5) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第3 報告

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- (2) 農地法施行規則第32条第1項第1号の規定による農地転用届について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第三回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、席番十番岡野吉勝委員、席番十六番中澤一博委員が欠席の為、十六名中十四名の出席となります。過半数の出席となりますので総会は成立します。
それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願いします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において五番福安逸雄委員、六番安道信成委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について。
農地法第五条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。
それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第一号番号一を説明します。
本件は、農地法第五条第一項の申請で、植林の転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。譲渡人は鳥取市在住の〇〇〇〇さん、譲受人は大字奥本の〇〇〇〇さんです。申請地は大字奥本の田三筆で、計一千九十三平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
農地の区分と転用目的については、農地の区分は申請三筆のうち二筆は農業振興地域農用地区域内であった為、二月総会にて除外申請手続き済です。転用区分は第二種農地と判断されます。転用目的は、申請地とその近隣の農地は現在耕作放棄地となっており、一部牛の放牧により畦が崩れ農地として利用できない為、譲受人が所有する山林が隣接している申請地を植林し、事業を拡大するものです。区分と転用目的については適当であると考えます。
資力および信用については、必要な資金について、通帳の写しを提出され事務局にて確認している為、問題ないと考えます。
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、該当しないと考えます。
許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、問題ないと考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当なしと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、土地利用計画図にも記載の通り適当な面積であると考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、周辺も既に山林となっている為、営農条件への支障はなく集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、責任をもって対処することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十八年五月二十日、事務局は同日受付になっております。位置図については、一から六ページです。

地区担当の席番十番岡野委員が欠席の為、同那岐地区担当の席番六番安道委員に、調査結果の報告をお願いします。

安道委員 調査結果を報告します。五月二十八日に岡野委員より連絡を受けました。一月二十九日、二月総会の除外申請時に現地の立会は済ませており、申請地は山林と山林の谷間の端で、その周辺の森林所有者が申請人となっている為、周囲の農地への影響は無いと考えます。また下手の農地は放牧がされていたため畦が壊れ、耕作は困難であり杉の植林は妥当であると考えます。以上の事から植林転用は適当であると考えます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。

局長 私からいいでしょうか。隣接地に農地もあるようですが、影響はないですか。植林となると年々高さがでてきます。そうなるといくら今は耕作放棄地でも、何年かあとには耕作するかもしれない。

局長 事務局から回答します。事務局も現地を確認しています。土地利用計画図から、隣地から一メートル以上離して植林する予定です。苗は三百本で一坪辺り一本の予定です。

議長 智頭町では日照に関する指導要領を設けています。これには高さ三メートル以上になる場合は、境界から最低五メートル以上離して植林するよう指導しています。二月の除外申請の時点で、日照に関する指導要領を渡してあらかじめ指導しておかないといけない。この指導要領を遵守する事と、隣接農地の承諾書を付ける事

を条件にしなくてはならないと思います。

局長
局長

わかりました、指導しておきます。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは、智頭町農業委員会の定める日照に関する指導要領の遵守と、隣接農地の承諾書を付ける事を条件に、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号一を説明いたします。

非農地等現況証明願いの決定についてです。申請人は、大字山根の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字山根の田二筆で、合計二百四十六平方メートルです。農地でなくなった理由は、三一八番一について、平成二年月日不詳、車庫兼物置を建築、三九一番について、昭和年月日不詳、集落の奥地であった為、植林し現在五十年生の杉林となっています。申請年月日は平成二十八年五月十七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると考えます。

位置図については、七ページから十ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の八番山中委員から報告をお願いします。

山中委員

調査結果を報告します。五月十七日、現地確認しました。平成二年頃から車庫兼倉庫となっており、国道沿いということで周囲には影響はありません。もう一方は周囲が全て山林であり、減反依頼荒れていた為、周囲に影響はありません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号二を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字中原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字中原の畑一筆で、六十三平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和六十年の河川改修工事の際、申請地一帯が堤防敷と繋がっていた為、草原化し雑木も茂り現在に至っています。申請年月日は平成二十八年五月十九日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって、長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十一ページから十三ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十六番中澤職務代理が欠席の為、同地区担当の席番九番岡田委員より報告をお願いします。

岡田委員 調査結果を報告します。六月九日朝、中澤委員より連絡がありました。河川改修工事の為に堤防敷きとなつて草原化し、今後農地とならない為、非農地は致し方ないと報告を受けております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長 続きまして議案第三号、農地の嵩上げ等事業の承認について
農地の嵩上げ等について、申請書を下記のとおり受理したので承認を求める。
平成二十八年六月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
番号一番について事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号をご覧ください。
番号一番を説明いたします。農地の所有者が軽微な農地改良の嵩上げをするものです。
申請人は大字三吉の〇〇〇〇さんです。
申請地は大字三吉地内の田一筆二百三十一平方メートルで、高齢となり農作業が困難な為、隣接する道路まで嵩上げし、農作業の効率を良くするものです。工事期間は許可日から平成二十八年の九月末日までの計画となっています。

申請年月日は、平成二十八年五月九日、農業委員会は、同日受付となっています。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分は、農振農用地区域外です。また、鳥取県が定めている軽微な農地改良、農地の嵩上げ・田畑転換は許可不要ですが、次の全ての要件を満たす場合に限るとなっています。

- 一、不作付期間であること
- 二、小規模で農地復元が確実に見込まれること
- 三、ほ場整備等の農業基盤整備の対象となっていないこと
- 四、他法令の許認可等を要しないこと
- 五、権利の移転設定を伴わないこと

となっており、全ての要件を満たしていると考えます。

位置については、十四から十七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十二番浮田委員に報告をお願いします。

浮田委員 調査結果を報告します。五月二十九日申請人と現地立会をしました。申請人は一人住まいで足が不自由で、現在の畑への上り下りが不便な為、道路との高さを合わせ、作業効率を良くする為の申請です。審査基準に基

づき確認しましたがいずれも要件を満たしています。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第四号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十八年六月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第四号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年五月二十四日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が一筆、継続の利用権設定の計画が三筆です。面積は、合計四千八十六平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして議案第五号、平成二十七年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について平成二十七年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成したので決議を求める。平成二十八年六月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第五号をご覧ください。

「平成二十七年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。平成二十七年度の目標及び活動の点検・評価について、平成二十八年三月二十九日から平成二十八年四月三十日まで、智頭町役場ホームページにて意見募集を行いました。募集方法は、農業委員会へ郵送、持参、ファクシミリ、Eメールです。

議 長

その結果意見はありませんでした。この決定をもって農林水産省へ報告していきます。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

異議なしと認め原案の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について

農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。

平成二十八年六月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局 長

報告（一）をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を一件受理しました。これは、農地法第三条による賃貸借一件の合意解約です。

（報告書に基づき、個別の内容説明）

議 長

農地法十八條第六項の規定による通知書の報告が終わりました。

報告（一）について、ご質問、ご意見等はございませんか。（ありませんの声）

質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

続いて（二）農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届について

農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告する。

平成二十八年六月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局 長

報告（二）をご覧ください。農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届を一件受理しました。

(報告に基づいて内容を説明)

議長

農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届の報告が終わりました。報告(二)について、ご質問、ご意見等はありませんか。(ありませんの声)質問、意見等ないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。以上で、本日の報告案件は終了します。

局長

その他について、事務局に説明をお願いします。

その他について説明いたします。

- ・平成二十八年度先進地視察研修について
- ・熊本地震義援金について
- ・公共工事の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告について

議長
局長

以上をもちまして、平成二十八年度第三回総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

次回総会は、七月八日金曜日です。午後二時より今月と同じく中央公民館三階、中会議室を予定しています。

平成二十八年六月十日

会 長 小 林 功